

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、島根県会計規則（昭和39年3月31日島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条に基づき公告します。

また、当該業務は、以下の適用対象業務です。

- ・総合評価方式
- ・島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領（平成20年3月17日土総第1251号。以下「低入札要領」という。）

令和8年10月1日

島根県知事職務代理者 島根県副知事 石原 恵利子

記

1. 担当部局 島根県土木部 土木総務課 建設産業対策室 TEL0852-22-5388
都市計画課 街路係 TEL0852-22-6133
ただし、「6 総合評価方式に関する事項」に限る
〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎）

2. 入札に付する事項

業 務 名	(都)松江熊野線（新大橋工区）防災安全交付金（街路）事業 橋梁詳細設計業務委託（以下「本件業務」という。）	業 務 概 要	鋼上部工修正設計 N＝1 式 （L＝1 4 6 m） 橋台（逆 T 式）修正設計 N＝2 基 橋脚（壁式）修正設計 N＝4 基 橋台基礎工修正設計 N＝2 基 橋脚基礎工修正設計 N＝4 基
業 務 場 所	島根県松江市東本町～伊勢宮町 地内		
履 行 期 限	令和 9 年 1 2 月 2 4 日		
支 払 条 件	前金払 「各会計年度における支払限度額、前金払に関する特記仕様書」による		
入札保証金	免除する。		
契約保証金	免除する。		
低価格落札者との契約に係る措置	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金等を納付すること。 前払金の割合は契約金額の 1 0 0 分の 2 0 以内とする。		

3. 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

令和7～8年度島根県測量、地質調査、建設コンサルタント等有資格者名簿に登載され、かつ次に掲げる条件をすべて満足すること。

名簿登録業種	土木関係建設コンサルタント業務
営業所所在地	<u>本社・本店を島根県内に有すること、又は準地域内業者であること、又は支店・営業所を入札公告日の前日までに島根県内に有する県外業者であること。（支店・営業所を入札公告日の前日まで島根県内に有す</u>

	ることを証明する資料を添付すること。)	
企業の実績	業務実績	平成28年度以降入札公告日の前日までに完了した同種業務の履行実績があること。 「同種業務」とは、国、都道府県（政令指定都市、公社を含む）、高速道路株式会社（※1）が発注した1契約の最終請負金額が税込みで500万円以上の <u>鋼上部工の実施（詳細）設計業務</u> をいう。
配置予定管理技術者	資格 業務実績 手持ち業務	次の全ての基準を満たす者を配置できること。 ア 次のいずれかの資格保有者であること。 ①技術士 ・「鋼構造及びコンクリート」の技術士資格（総合技術監理部門又は建設部門）を有し、技術士法による登録を行っている者。 ②認定技術管理者 ・「鋼構造及びコンクリート」の認定技術管理者として建設コンサルタント登録規程に基づく認定通知を受けている者。 ③RCCM ・「鋼構造及びコンクリート」のRCCM資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 ④国土交通省登録技術者資格 ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」（以下、「技術者資格登録簿」という。）の第142号の資格を有し、資格を付与する団体における資格の登録証、認定証等の交付を受けている者。 イ 令和3年度以降入札公告日の前日までに完了した同種業務の履行実績があること。 ただし、対象期間中に「産休育休等（※2）」を取得した場合は、当該取得期間に相当する期間を対象期間の以前に加えることができるものとする（期間の考え方については、別紙－1のとおり）。（管理技術者のほか、担当技術者（同種業務を担当）としての実績も含むものとする。なお、同種業務経験時の所属会社は問わない。） ウ 管理技術者又は担当技術者としての手持ち業務が、入札公告日の前日において4億円未満かつ10件未満であること。（手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている1契約の契約金額が税込みで500万円以上のテクリスに登録されている業務をいう。）

	雇用関係	配置する技術者は、当業務の公告日の前日において直接的な雇用関係があること。 雇用関係がわかる資料として、所属会社の「雇用証明書」（参考様式）を添付すること。
若手（入札公告日前日時点で満45歳以下）又は女性技術者を管理技術者に配置する際は、管理補助技術者を追加配置できる。管理補助技術者を配置する場合の資格要件・評価は以下のとおりとする。なお、管理補助技術者は担当技術者として配置するものとする。 ・管理補助技術者に対する資格要件 管理技術者と同じ（管理技術者・管理補助技術者とも必要）。 ・技術提案書の評価 管理技術者に替え、管理補助技術者の評価値を採用する。		
低価格落札者との契約等に係る措置	ア 調査基準価格を下回る入札を行い、落札者となった場合は、低入札要領に基づき管理技術者を当該業務に専任で配置すること。 イ 調査基準価格を下回る入札を行い、落札者となった場合は、低入札要領に基づき受託者とは別の第三者に照査を行わせること。 (設計図書で照査技術者を求めている場合)	
欠格要件等	ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 イ 島根県における県税の滞納がない者であること。 ウ 入札公告の日から入札書提出期限の日までの間に島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和63年5月31日管発第181号。）による指名停止を受けていないこと。 エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ○資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (ア) 親会社と子会社の関係にある場合 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ○人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) 一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。 同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効入札として取り扱う。 オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）による）が実質的に経営を	

	支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。 カ 令和7年度又は令和8年度に完了した島根県発注の業務委託で、低入札要領の適用を受け、調査（低入札）基準価格を下回る入札を行い契約した者で70点未満の業務成績評定を受けた者の参加は認めない。 キ （都）松江熊野線（新大橋工区）県単街路事業 橋梁予備設計業務委託を受注した者は、本件業務の入札に参加することができない。
--	--

※1 東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱

※2 「産休育休等」とは、次のとおりとする。

- 産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規程による休業）
- 育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）
- 介護休業（同条第2号に規定する休業）

4. 電子調達システムの利用

本件業務に係る次の入札手続きについては「島根県電子入札運用基準」により、電子調達システムにより行うものとする。なお、電子調達システムの稼働時間は、島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く9時00分～17時00分までなので、注意すること。（「競争参加資格確認資料」（以下「資格確認資料」という。）、「総合評価技術提案書」（以下「技術提案書」という。）を添付の際にはファイル名の一部に会社名（略称可）を入れるよう協力すること。）

なお、電子入札によりがたい者は、島根県電子入札運用基準（受注者用）第6で規定する紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

5. 競争参加資格に関する事項

（1）提出する書類

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより資格確認資料を提出しなければならない。

また、資格確認資料はPDF形式とすること。

なお、記6（2）技術提案書のうち下記の「様式に添付する書類」は資格確認資料を兼ねるものとする。

- ・企業の同種業務の実績
- ・配置予定管理技術者の資格
- ・配置予定管理技術者の同種業務の実績
- ・配置予定管理技術者の手持ち業務委託料及び件数
- ・業態調書

産休育休等に相当する期間がある場合、産休育休等期間が確認できる書類（取得証明書等の写し）の提出は申請者の判断とし、書類の提出がない場合は、産休育休等に相当する期間を対象期間に加えないものとする。

期限までに資格確認資料を提出しない者は、本件業務の入札に参加することができない。

（2）資格確認資料提出期間

資格確認資料 提出期間	令和8年10月2日 9時00分 ～ 令和8年10月20日 16時00分
----------------	--

競争参加資格の審査は提出された資料のみで行うので、必要な資料を確実に提出すること。

提出期限以降の訂正、差し替えは認められない。

(3) 資格確認資料の様式の入手方法

必要な様式は入札情報サービス（P P I）からダウンロードすること。

(4) 競争参加資格の確認は、記14「落札者の決定方法」に示す評価値を決定する時点で行う。なお、評価値の高い順に確認し、競争参加資格を満たしている者が1名確認できるまで行う。競争参加資格を確認した者のうち、競争参加資格がないと認められた者については通知する。その他の者については通知しない。

6. 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

評 価 項 目			配点
企業の経験及び能力	専門技術力	平成28年度以降入札公告日の前日までの橋梁形式が「鋼連続合成桁橋」かつ「多径間連続鋼箱桁橋」として実施した同種業務の実績件数	5
		令和6年度及び令和7年度に完了した業務委託成績評定点	5
		過去5年間の優良業務表彰の件数	5
	情報収集力	平成28年度以降入札公告日の前日までの島根県内での業務実績の件数	5
配置予定管理（補助）技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	5
	専門技術力	令和3年度以降入札公告日の前日までの橋梁形式が「鋼連続合成桁橋」かつ「多径間連続鋼箱桁橋」として実施した同種業務の実績件数	5
		令和6年度及び令和7年度に完了した業務委託成績評定点	5
		過去5年間の優秀建設技術者表彰（業務）の件数	5
	専任性	手持ち業務金額及び件数	5
	情報収集力	令和3年度以降入札公告日の前日までの島根県内での業務実績の件数	5
配置予定担当技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	5
	担い手確保	入札公告日前日時点で満35歳以下の技術者を担当技術者として配置	3
合 計			58

配置技術者（管理、管理補助、担当）が、対象期間中に「産休育休等」を取得した場合は、当該取得期間に相当する期間を対象期間の以前に加えることができるものとする（期間の考え方については、別紙－1のとおり）。

各評価項目に対する評価基準の詳細は入札説明書を参照すること。

(2) 提出する書類

入札参加を希望する者が提出する資料は、入札情報サービス（P P I）からダウンロードした Excel（エクセル）形式の電子ファイルにより作成し、P D F 形式の電子ファイルに変換した技術提案書とする。

技術提案書は、電子調達システムにより記5の資格確認資料と同時に提出しなければならない。

また、技術提案書の評価対象の内容を確認するため発注者が求めた証明書等の添付資料は、P D F 形式の電子ファイルで提出しなければならない。

なお、技術提案書の提出にあたり、作成した Excel（エクセル）形式の電子ファイルの提出に協力すること。

技術提案書 【P D F 形式】の内容	- 総合評価技術提案書（表紙）（様式－1） - 企業の同種業務の実績（様式－2） - 企業の業務委託成績評定（様式－3） - 企業の優良業務表彰（様式－4） - 企業の当該地域周辺での業務実績（様式－5） - 配置予定管理技術者の資格（様式－6） - 配置予定管理技術者の同種業務の実績（様式－7） - 配置予定管理技術者の業務委託成績評定（様式－8） - 配置予定管理技術者の優秀建設技術者表彰（業務）（様式－9） - 配置予定管理技術者の手持ち業務委託料及び件数（様式－10） - 配置予定管理技術者の当該地域周辺での業務実績（様式－11） - 配置予定担当技術者の資格（様式－12） - 評価対象配置予定若手担当技術者（様式－13） - 業態調書（様式－14） - 雇用証明書（参考様式）
	管理補助技術者を配置する場合は、以下の様式も提出すること。 - 配置予定管理補助技術者の資格（様式－6②） - 配置予定管理補助技術者の同種業務の実績（様式－7②） - 配置予定管理補助技術者の業務委託成績評定（様式－8②） - 配置予定管理補助技術者の優秀建設技術者表彰（業務）（様式－9②） - 配置予定管理技術者の手持ち業務委託料及び件数（様式－10②） - 配置予定管理補助技術者の当該地域周辺での業務実績（様式－11②）

(3) 技術提案書の提出期間

技術提案書の 提出期間	令和8年10月2日 9時00分 ～ 令和8年10月20日 16時00分
----------------	--

提出期限以降の訂正、差し替えは、提出された技術提案書等では発注者が適正に審査できないと判断し、発注者から追加資料の提出を求めた場合を除き認められない。

発注者から追加資料の提出を求められた場合、その日から起算して2日（休日を含まない。）以内に持参、F A X、又はメールにより提出すること。（ただし、F A Xの着信確認をしなかった場合は不可）

なお、追加資料の再提出は認めない。

(4) 技術提案書の様式の入手方法

技術提案書は入札情報サービス（P P I）からダウンロードすること。

(5) 技術提案書の作成に関する説明会

技術提案書の作成説明会は行わない。

(6) 技術提案書に関する質問

技術提案書に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。

提出期限	令和8年10月9日 16時00分
回答	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

7. 設計図書等の閲覧

閲覧期間	令和8年10月1日～開札日以降30日間
閲覧場所	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

8. 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。

提出期限	令和8年10月13日 16時00分
回答	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

9. 入札方法等

入札に参加する者は、電子調達システムにより入札書を次に掲げる方法により提出すること。

(1) 入札書提出期間

提出期間	令和8年10月19日 9時00分 ～ 令和8年10月20日 16時00分
------	---

(2) 一度提出された入札書の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 入札の辞退

(1) 入札書提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書を提出した後の辞退は、配置予定技術者が死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等の真にやむを得ない理由（以下、「真にやむを得ない理由」という。）により配置できなくなった場合を除き、認めない。

(2) 入札を辞退する者は電子調達システムにより、入札書提出期限までに手続を行うこと。

(3) 電子調達システムによる辞退の手続きとは別に、その具体的な理由を明記した入札辞退届を入札執行者に入札書提出期限までに、直接持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札書を提出した後、配置予定技術者が真にやむを得ない理由により配置できなくなった場合は、速やかに連絡すること。

11. 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

(2) 入札公告で求める必要な資格確認資料を添付しない者、又は判読できない資格確認資料を添付した者がした入札

- (3) 技術提案書のうち「総合評価技術提案書（表紙）」に「住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」が未記載若しくは記載に誤りがある者、又は「総合評価技術提案書（表紙）」を期日までに提出しない者がした入札
- (4) 「総合評価技術提案書（表紙）」の業務名欄に他業務名が記載されている者がした入札
- (5) 入札書の提出期限の日の翌日から落札者決定までに建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者の入札
- (6) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (7) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札公告等において示した入札条件に違反した入札
- (9) 紙入札の場合には次に掲げるものに該当する入札書を提出した者がした入札
 - ア 金額の記入がない入札書
 - イ 金額を訂正した入札書
 - ウ 入札書の業務名又は業務場所のいずれかが入札公告等と一致しない入札書
 - エ 入札書の業務名、業務場所、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書
 - オ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

12. 失格について

次の入札は失格とする。

- (1) 低入札要領に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事後の事情聴取及び資料提出等に協力しない者
- (2) 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がなされないと判断された者
- (3) 入札書の提出期限までに入札書又は辞退届を提出しなかった者

13. 開札等に関する事項

開札は、以下の日時に行い、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電子調達システムにより入札参加者全員に通知するとともに、落札結果は入札情報サービス（P P I）に掲載する。なお、再度入札を含め、入札回数は3回とする。

開 札 日 時	令和8年10月27日 10時00分
立会人に関する事項	紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。なお、入札者以外の立会は認めない。

14. 落札者の決定方法

以下のとおり、「価格評価点」と「技術評価点」を算出し、双方を足し合わせたものを評価値とする。

$$\begin{aligned}
 \text{価格評価点} &= 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \\
 \text{技術評価点} &= 60 \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計}) \\
 \text{評 価 値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点}
 \end{aligned}$$

予定価格の制限の範囲内で、評価値の最も高い者について競争参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときはくじ（電子くじを含む。）による。

ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、評価値の最も高い入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

落札者の決定は、前記の総合評価後できるだけ速やかに行い、結果を公表する。

15. 入札結果等の公表

落札者を決定したときは、島根県建設工事入札結果等閲覧規程（昭和57年6月1日島根県告示第648号）に基づき入札結果等に関する書類を閲覧に供するとともに入札情報サービス（PPI）に掲載する。

入札結果等を公表するまでの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じない。

なお、入札者は、自身の評価内容に限り説明を求めることができる。

説明を求める者は、入札結果等の公表をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

説明を求めた者に対しては、説明要求期限の翌日から7日以内（休日を含まない。）に書面で回答する。

16. 競争参加資格がないと認めた者等による苦情の申し立て

（1）競争参加資格がないと認められた者は、参加資格がない理由について、また総合評価方式で落札者とならなかったもののうち落札決定に不服がある者はその手続について、それぞれ次に従い、理由の説明を求めることができる。

①競争参加資格がない理由

競争参加資格審査の結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

②総合評価方式で落札者とならなかった理由

落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

（2）説明を求めた者に対しては、原則として（1）①又は②の書面を受け取った日の翌日から7日（休日を含まない）以内に書面で回答する。また、申立者の提出した書面及び回答書は閲覧所で公表する。

17. 再苦情申立て

16.（2）の回答に不服がある者は、「工事等における入札・契約の過程並びに工事成績評定に係る苦情処理の手続きについて」（平成13年12月7日管発第396号）の定めるところにより、回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により、島根県知事に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。この場合、書類の提出先は以下のとおりとし、当該再苦情申立は、入札監視委員会が審議を行う。

【提出先】〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県土木部土木総務課建設産業対策室
電話0852-22-5185

18. 配置技術者の変更

落札後、業務の履行にあたって、資格確認資料又は技術提案書で申請した管理技術者、管理補助技術者及び担当技術者は、原則として変更できない。ただし、真にやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上（変更前の技術者の資格確認資料又は技術提案書で提出された資格・実績等に対し、各々同等以上で落札時に確定した技術評価点を下回らないこと）の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

また、落札後、技術提案書で申請した担当技術者以外の技術者を担当技術者として追加することは原則として認めない。ただし、変更を伴う業務項目の追加による場合等受注者の責によらない理由により担当技術者を追加する必要がある場合は、発注者及び受注者との協議により決定する。

19. その他

（1）落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

（2）落札決定通知後、7日以内に契約を締結すること。

（3）本件業務委託の契約者となった者は、本件業務委託に係る建設工事の入札に参加す

ることができない。

- (4) 入札書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- (5) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出された技術提案書は返却しない。
- (7) 提出された技術提案書は、落札者の決定以外に提出者に無断で使用しない。
- (8) 本件業務が低入札要領の適用を受けた場合、本件業務が完了し、その業務成績評定点が70点未満であったときは、業務成績評定通知の日の属する年度及び翌年度において、島根県が発注する業務委託の入札に参加できなくなる。ただし、業務の完了が3月31日までで、業務成績評定通知が翌年度の4月1日以降となった場合は、通知した日の属する年度だけとする。
- (9) その他詳細不明の点については、記1の担当部局に照会すること。